

映画の盗撮の防止に関する法律の概要

① 目的

この法律は、映画の盗撮により作成された海賊版ソフトが多数流通し、映画産業に多大な被害が発生していることにかんがみ、映画の盗撮を防止するために必要な事項を定め、もって映画文化の振興及び映画産業の健全な発展に寄与することを目的とするもの。

② 概要

映画の盗撮の定義

映画の盗撮とは、映画館等において有料上映中の映画（無料試写会で上映中のものを含む。）について、当該映画の影像の録画又は音声の録音をすることをいうものとする。

映画産業の関係事業者による映画の盗撮の防止

興行主その他映画産業の関係事業者は、映画の盗撮を防止するための措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

映画の盗撮に関する著作権法の特例

- 1 映画の盗撮については、著作権法第30条第1項の私的使用目的による複製を認める規定を適用しないこととする。
→ 損害賠償請求、差止請求、刑事罰の対象となる。
著作権侵害の罪の法定刑は10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科（著作権法第119条第1項。）
- 2 1の規定は、日本国内における最初の有料上映後8月を経過した映画については、適用しないものとする。

③ 施行期日 公布の日の3月後（平成19年8月30日）から施行